

長野女子短期大学における個人情報の保護と活用

長野女子短期大学

久保田 賢二

要 旨

個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護を目的として、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。しかしながら近年、大企業や公的機関から大量の個人情報が流出している事件が起きている。これは、人為的ミス、犯罪、サイバー攻撃等によって起きている。しかし、個人情報の漏洩や盗聴を恐れるあまり情報の活用が疎かになってしまっては、個人の権利の保護と情報活用のバランスをとることを目的とした個人情報保護法の趣旨に合わないことになる。

そこで、本学では個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護法に準拠して「個人情報保護規程」を平成24年4月に制定した。本学の教職員はこの個人情報保護規程を遵守し、個人情報を保護すると共に情報の利用・活用を進める必要がある。

しかしながら、法文の解釈や実務における個人情報保護の徹底は難しい。そこで教職員研修を実施して、個人情報保護規程の条文を解釈し、現場において個人情報を保護するための議論を行うために、この資料が作成された。(この資料は平成29年に「個人情報の保護と活用」の教職員研修として行われた時の資料を加筆訂正したものである)

キーワード：個人情報、個人情報保護と活用、個人情報データベース、個人情報保護委員会

1. はじめに

高度情報通信社会の進展に伴い、情報の利用が著しく拡大している。この中にあって、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護を目的として、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」という)が制定された。

近年、大企業や公的機関から大量の個人情報が流出している事件が起きている。平成26年には日本年金機構がサイバー攻撃を受け、100万人分を超える年金情報が流出した。また、平成28年に入ってからJTBが不正アクセスを受け、約700万人を超える個人情報が流出した可能性があると発表した。この状況にあたって、平成27年秋に個人情報保護法が改正された。そして平成28年1月からマイナンバーの利用も始まった。しかし、個人情報の漏洩や盗聴を恐れるあまり情報の活用が疎かになってしまっては、個人の権利の保護と情報活用のバランスをとることを目的とした個人情報保護法の趣旨に合わないことになる。

本学では個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護法に準拠して「個人情報保護規程」が平成24年4月に制定された。そこで、この個人情報保護規程を本学の教職員が遵守して個人情報を保護すると共に、情報の利用・活用を進めることが重要となる。

2. 本学における個人情報保護に関する活動の沿革

前項のとおり、個人情報の保護を含めた情報セキュリティの重要性を踏まえ、本学は表1に示す規程の制定と研修を実施してきた。

3. 個人情報の保護と利用

3. 1 目的

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大している。そのため個人情報保護の基本となる事項を定め、本学の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正な取り扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

3. 2 定義

(1) 個人情報とは

①生存する個人に関する情報であって、②その情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別できるもの

③その情報自体から特定の個人を識別できなくとも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるもの

したがって、生存している個人であって、死者に関する情報や法人に関する情報は、基本的に個人情

表1 情報セキュリティと個人情報保護に関する活動

日付	内容	備考
平成23年9月1日	個人情報保護方針制定	WEBに公表
平成24年4月1日	個人情報の保護に関する規程（第1版）施行	
平成26年1月17日	情報セキュリティポリシー（第1版）制定 情報セキュリティ管理規程（第1版）制定	
平成26年2月28日	情報セキュリティに関する教職員研修実施	
平成28年11月18日	情報セキュリティポリシー（第2版）改定 情報セキュリティ管理規程（第2版）改定	
平成29年1月25日	個人情報の保護に関する規程（第2版）改定	
平成29年2月22日	個人情報の保護に関する教職員研修実施	

報には該当しない。映像や音声は、特定個人を識別できる限りにおいて個人情報に該当する。

学生の氏名、生年月日、その他の記述は個人情報となりうるので取り扱いに注意を要する。また、ある資料には名前と学籍番号のみがあり、また別の資料には学籍番号と生年月日が入っている場合、これら2つの資料を照らし合わせると氏名、生年月日等がわかるため個人を特定できる。ひとつの資料では個人が特定できない場合であっても2つ以上の資料を照らし合わせたとき個人が特定できる場合は、これらも個人情報といえるので、注意が必要である。

(2) 個人情報データベースとは

個人情報を含む情報の集合物であって、

- ① 特定の個人情報を、コンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
- ② 特定の個人情報を帳簿等で検索することができるよう体系的に構成したもの

をいう。これらは、電子媒体のデータであるか紙媒体のデータであるかを問わない。

本学は個人情報を帳簿等で体系的に管理しているため、個人情報データベースであるといえる。本学はまだ学事システムを導入していないが、もしそれが導入されて個人情報をシステムのデータベースに格納した場合は、コンピュータを用いて検索することができるため、その場合も個人情報データベースであるといえる。

(3) 個人データ・保有個人情報データとは

個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報を「個人データ」という。また、個人データのうち、開示等の権限を有し、6ヶ月以上にわたって保有する情報を、特に「保有個人情報データ」という。

本学は保有個人情報データを帳簿等で有している。

(4) 個人情報取扱事業者とは

5,000人分を超える個人情報を、紙媒体・電子媒

体を問わず、データベース化してその事業活動に利用している者のことである。よって、5,000人分以下の個人情報を事業活動に利用している民間事業者や、事業活動をしていない一般私人は、義務規定の対象にならない。

なお、日本国憲法で保障された「表現の自由」「学問の自由」「信教の自由」「政治活動の自由」などとの関係を調整するため、個人情報取扱事業者であっても、

- ① 報道機関が報道活動の用に供する目的
 - ② 著述を業として行うものが著述の用に供する目的
 - ③ 学術研究機関が学術研究の用に供する目的
 - ④ 宗教団体が宗教活動の用に供する目的
 - ⑤ 政治団体が政治活動の用に供する目的
- でそれぞれ個人情報を取り扱う場合には、その限りにおいて義務規定を適用しない。

3. 3 教職員が守るべきこと

(1) 管理責任者

事務局長、教務学生課長、学務部長、各専攻長、図書館長その他学長が指名する者を、個人データの管理責任者とする。

これら個人データ管理責任者は、事務局、教務学生課、各専攻、図書館等の各部署における個人データを総括的に管理するとともに、各部署に所属する教職員が個人データを適切に取り扱っているかどうかを管理する。

(2) 個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、学長または副学長、学務部長、事務局長、教務学生課長、図書館長、その他学長が委嘱した者で構成される。

個人情報保護委員会の委員長は、学長が指名する。委員長が委員会の招集及び議事の進行を行う。委員長は、必要に応じ関係者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

個人情報保護委員会に関する事務は、総務課で行う。

(3) 利用目的の特定と通知・公表

- ① 個人情報を取得するにあたっては、その利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲で取得する。
- ② 利用目的は、個人情報を取得する前、または取得した後速やかに、本人に通知または公表しなければならない。
- ③ 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。変更された利用目的は、本人に通知し、または公表しなければならない。

ただし、次の場合は変更された利用目的を本人に通知、または公表しなくてもよい。

- (i) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、および本学の権利または正当な利益を害するおそれのある場合
- (ii) 国の機関または地方公共団体が事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

利用目的を特定して、それらを本人に通知・公表することは重要である。

(4) 適正な取得

- ① 思想、信条及び宗教に関する個人情報、ならびに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は取得してはならない。
- ② 偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。

(5) 目的外利用の禁止

特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- (i) あらかじめ本人の同意を得た場合
- (ii) 法令に基づく場合
- (iii) 人の生命、身体または財産の保護のために必

要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (iv) 公衆衛生の向上または学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (v) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(6) データ内容の正確性の確保

利用目的の範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。たとえば、次の事項を行う。

- (i) 個人データ入力時の照合・確認手続きを整備する。
- (ii) 記録事項の更新を行う。
- (iii) 保存期間の設定をする。必要のなくなった個人情報は廃棄する。

情報の保存期間を設け、必要のなくなった個人情報は廃棄することは管理上とても重要である。個人情報を保有している限り、個人データを最新の内容に更新し整合性を保つ必要がある。そして、その管理はとても大変である。保存期間の設定をして、必要のなくなった個人情報は廃棄すべきである。

(7) 安全管理措置

個人データの漏洩や滅失を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。たとえば、セキュリティ確保のためにシステムの整備や情報機器の導入、情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理規定の制定、大学内部の責任体制の確保などである。

(8) 教職員等・委託先の監督

安全に個人データを管理するために、本学は教職員等に対し必要かつ適切な監督を行わなければなら

ない。また、個人データの取り扱いについて委託する場合は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ① 個人情報保護意識の徹底のための教職員研修等の実施
- ② 個人情報保護措置の委託契約内容への明記
- ③ 再委託の際の監督責任の明確化

※再委託の場合、委託先が再委託先に対して十分な監督を行っているかなど、委託元は把握し、適切な指導をする必要がある。

(9) 第三者提供の制限

あらかじめ本人の同意を得ないで、本人以外の者（第三者）に個人データを提供してはならない。個人データを第三者へ提供する場合には、当該提供先において、個人データの提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい、盗用等がされないように、個人データの安全管理のために講ずるべき措置について、提供先と契約書（別紙1）を締結する。ただし、次の場合には、本人の同意を得ずに、第三者に提供することができる。

(a) 法令に基づく場合

たとえば

- ① 警察や検察等から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合
- ② 弁護士会から、弁護士法に基づく所要の弁護士会照会があった場合
- ③ 児童虐待に係わる通告の場合

(b) 人の生命、身体または財産の保護に必要な場合

たとえば

- ① 大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族から医療機関に対して、患者に関する情報提供依頼があった場合
- ② 製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから家電販売店に対して、顧客情報の提供依頼があった場合

(c) 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合

たとえば

① 地域がん登録事業において、地方公共団体から医療機関に対して、がんの診療情報の提供依頼があった場合

② 児童虐待を防止するために、児童相談所、市町村、警察、学校、病院等が児童や保護者に関する情報を共有する場合

(d) 国等に協力する場合

たとえば

- ① 税務署等から事業者に対して、任意の顧客情報の提供依頼があった場合
- ② 統計調査に協力する場合

※委託の場合、合併等の場合及び一定事項の通知を行って共同利用する場合には、その相手方は「第三者」に該当しない。

(10) 開示、訂正、利用停止等、利用目的の通知

保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続き、苦情の申出先等について本人の知り得る状態におかなければならぬ。

本人または代理人からの求めに応じて、保有個人データを開示しなければならない。この請求は、学生証、職員証、身分証明書、運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証、代理権を有することを証明する書面等により本人又は代理人であることを明らかにし、本学の定める請求書（別紙2）を、本学の定める手数料とともに、学長あてに提出して行わなければならぬ。

保有個人データの内容に誤りがあるときは、本人または代理人からの求めに応じて、利用目的の達成に必要な範囲内で、調査し、訂正等を行わなければならぬ。

保有個人データを法の義務に違反して取り扱っているときは、本人または代理人からの求めに応じて、利用停止等を行わなければならぬ。

(11) 苦情の処理

本人または代理人から苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。本人または代理人からの苦情を、適切かつ迅速に処

理するため、苦情受付窓口は総務課とする。

4. おわりに

本学では個人情報保護の重要性に鑑み、平成24年4月に個人情報保護法に準拠して「個人情報保護規程」が制定された。個人情報の保護と共に、情報の利用・活用を進めるためにこの個人情報保護規程を本学の教職員が遵守する必要がある。しかしながら、法文の解釈や実務における個人情報保護の徹底は難しい。そこで、個人情報保護と活用の教職員研修を行い、個人情報保護規程の条文の解釈と現場における個人情報の保護のための議論が行われた。今後も実作業を行ううえで、個人情報保護のための疑問点が出てくると思われる。そのとき本稿が一助となることを期待する。また、今後も情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を継続していきたい。

参考文献

- (i) 個人情報保護に関する規程（第2版 平成29年1月25日） 長野女子短期大学
- (ii) よくわかる個人情報のしくみ 消費者庁
- (iii) 「学校の情報セキュリティ」
村上今雄・野間俊彦 ぎょうせい

個人情報保護に係る業務委託契約書

学校法人長野家政学園長野女子短期大学（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の〇〇業務等の委託に伴う個人情報の取扱いに関し、次のとおり契約を締結する。

契約名：〇〇〇

業務内容：〇〇〇（以下「本件業務」という。）

契約期間：平成〇〇年〇月〇日

- 1 甲は、〇月〇日までに、本件業務に必要なデータ入力資料等を、乙に交付する。
- 2 乙は、甲から交付された前項のデータ入力資料等及び本件業務を通じて知り得た個人情報の管理及び機密保持に万全を期し、これらを漏えい・盗用・公表・加工・改ざん・複写・複製等してはならない。乙は、このことを、本件業務に従事する者に対しても周知徹底し、機密保持の監督をしなければならない。
- 3 乙は、甲から交付された第1項のデータ入力資料等の取扱いを、第三者に対し委託してはならない。ただし、業務遂行上やむを得ない事情があり、甲の事前の書面の同意を得た場合はこの限りでない。
- 4 甲は、乙に交付した第1項のデータ入力資料等の取扱状況等について、いつでも乙に対し報告を求めることができ、乙は、甲から報告を求められたときには、直ちにこれに応じなければならない。
- 5 万一、甲から交付された第1項のデータ入力資料等が漏えい・盗用等される事態が生じた場合には、乙は直ちに甲に対し報告を行い、事態の調査、処理等につき甲と協議しなければならない。
- 6 甲から交付された第1項のデータ入力資料等が漏えい・盗用等される事態が生じた場合には、乙は甲に対し損害賠償をしなければならず、第三者からの損害賠償請求等に対してもそれを負担しなければならない。
- 7 乙は、本来業務が終了したときには、直ちに甲から交付された第1項のデータ入力資料等を甲に対し返還し、又は破棄若しくは抹消しなければならない。その具体的な方法等については、甲の指示に従うものとする。
- 8 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上、誠意をもって円満に解決するものとする。

上記の契約の証として、契約書2通を作成し、甲乙双方は、各1通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲 住所

学校法人長野家政学園

長野女子短期大学

学 長

印

乙 住所

株式会社 〇〇

代表取締役

印

個人データ開示等請求書

年 月 日

長野女子短期大学

学 長 殿

請求者 (□本人 □代理人)

氏名

印

住所

電話番号

連絡先

(本人の氏名)

)

長野女子短期大学 個人情報の保護に関する規則第111条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第114条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

個人データの 件名又は内容			
請求の内容	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 利用停止等	<input type="checkbox"/> 訂正等 <input type="checkbox"/> 利用目的の通知	<input type="checkbox"/> 削除

(記入方法等)

- 該当する□欄にチェックを入れてください。
- 「請求の内容」欄の開示方法について、書面以外の方法による場合は、その旨をご記入ください。
- 請求者は、請求書提出時に、身分を証明する者又は本人（法定代理人を含む。）であることを確認できるものをご提示ください。
- 代理人の方は、本人の氏名もご記入の上、代理権を有することを証明する書面を添付してください。

本人であること を証明する書類	<input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 職員証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証	<input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 運転免許証
備 考			受 付 印	

*太枠内は、当該部署記入のため、記入しないでください。

個人データ開示等可否決定通知書

年　月　日

殿

学校法人 長野家政学園

長野女子短期大学

学長

年　月　日に請求のありました個人データの開示等について、下記の通り決定いたしましたので、通知します。

記

請求の内容	
決定事項	<input type="checkbox"/> 応じる <input type="checkbox"/> 一部応じる <input type="checkbox"/> 応じない
個人データの開示の 日時、場所、方法	
個人データの訂正又 は削除、利用停止等 の措置の内容	
個人データの 利用目的	
請求に応じられない 理由	